

令和5年度

# 包括外部監査結果報告書

「下水道事業に関する事務の執行について」

概要版

令和6年3月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 谷口信介

# 1. 包括外部監査の概要

## 1.1 選定した特定の事件（テーマ）

下水道事業に関する事務の執行について

## 1.2 特定の事件（テーマ）を選定した理由

和歌山県の流域下水道事業は、平成13年に紀の川流域下水道、平成20年に紀の川中流流域下水道の供用を開始されている。令和4年度には「和歌山県全県域污水適正処理構想」を見直し、「和歌山県污水处理広域化・共同化計画」が策定され、施設の概成が進められている。しかし、人口減少等を要因とする使用料収入の減少により、経営は予断を許さない状況にある。

この状況をうけて、県土整備部は令和3年に策定した「和歌山県流域下水道事業経営戦略」において、経営理念としての「持続可能な下水道事業経営の確保」を達成するため、以下の3つの基本方針を策定している。

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| （1）下水道施設の耐久化<br>対策の推進 | ストックマネジメント計画に基づき、対策の優先順位や事業費の平準化などを踏まえた老朽化対策を推進します。           |
| （2）資源の有効利用の推進         | 下水処理の過程で発生する余剰汚泥の処理方法について、消化および乾燥工程を導入し、資源の有効利用を推進します。        |
| （3）経営の安定化             | 公営企業としての経営安定化を図るために、下水処理に要するコストの更なる縮減に努めるとともに、関連市町との連携を強化します。 |

収支計画における総投資額は令和3年度から令和12年度の総額で133.9億であり、県財政に与える財務的な影響は大きく、基本方針に則って事業を推進することは重要である。

また、令和6年1月1日には「令和6年能登半島地震」が発生し、国内における上下水道等のインフラ管理の重要性があらためて認識されたところである。

以上のとおり、和歌山県の重要なインフラ事業である下水道事業の事務の執行について監査を行うことは有意義なものであり、令和5年度の包括外部監査のテーマとして選定することが相当であると判断した。

## 2. 監査の結果

### 1. 指摘・意見の概要について

監査分野	指摘意見の概要
地方公営企業会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・控除対象外消費税の処理</li> <li>・セグメント配賦基準について</li> <li>・注記の記載</li> <li>・減損損失の検討</li> <li>・賞与引当金及び退職給付引当金の計上の要否</li> </ul>
運営委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営委託の公募の要否</li> <li>・民間活力の利用</li> <li>・再委託の入札状況</li> </ul>
経営戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源の獲得の検討</li> <li>・利用見込のない土地の管理</li> <li>・下水道経営計画と事業計画の整合性</li> <li>・維持管理費用の市町村への負担金の見直し</li> <li>・接続率の伸び悩みと事業計画の見直し</li> <li>・一般会計からの人件費充当分の妥当性</li> </ul>
人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術職・事務職の人員配置</li> </ul>
契約管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の応札者を増やす方策の検討</li> <li>・工事延長時における追加費用発生リスク</li> <li>・ライフサイクルコストを考慮した発注</li> </ul>
固定資産管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公社が保有する県有資産の管理</li> <li>・固定資産台帳と企業会計の残高の整合性</li> </ul>

### 2 主な指摘・意見

指摘・意見の区分	監査分野	指摘・意見の内容	対象課
指摘	地方公営企業会計	令和2年度及び令和3年度決算では営業キャッシュ・フローがマイナスとなっているため、減損の兆候があるものの、減損損失を認識すべきかどうか検討が行われていない。減損損失の認識をすべき状況になかったか改めて検討を行うとともに、減損会計の検討を行うための判定ワークフローを作成する等、今後検討の漏れがないよう改善する必要がある。	下水道課
意見	運営委託（公益財団法人和歌山県下水道公社）	PPP（性能発注に基づく包括的民間委託やDBO）、PFI、コンセッション等、民間活力を利用する様々な手法が広まっている一方、流域下水道事業会計では現時点において実務的な検討は行われていない。県は令和7年度に改定予定の経営戦略策定の中で検討していくこととしているが、民間活力の利用は令和2年度に策定した現行の経営戦略において検討予定の取組みとなっていることから、スピーディーな検討を進められたい。また、検討にあたっては現行の	下水道課

		<p>公益財団法人和歌山県下水道公社を前提とした契約形態にとどまらず、広く公募の検討を進められたい。</p> <p>※下水道公社の非公募選定の課題については平成30年度包括外部監査においても指摘されており、今回の包括外部監査でも別途指摘している。</p>	
意見	運営委託（公益財団法人和歌山県下水道公社）	<p>公益財団法人和歌山県下水道公社からの業務委託（県からの再委託）について、那賀浄化センター及び伊都浄化センターでは、それぞれ同一の業者が、数年にわたり運転監視及び維持管理委託業務を受託している状況にある。</p> <p>当該業務委託の入札については、予定価格の事前及び事後公表は行わず、価格の見直しを行い1年に1回入札により発注しているが、入札結果においては、すべての業者の入札金額が予定価格に近い金額である。</p> <p>毎年他社の入札参加があるにも関わらず、数年続いて同一業者が請け負っている状況から、入札の競争性から課題が見られる。</p> <p>和歌山県は、公益財団法人和歌山県下水道公社に対してヒアリングを行い、入札参加の間口を広げる等、入札方法を含め公益財団法人和歌山県下水道公社が実施する業務委託のあり方について検討されたい。</p>	下水道課
指摘	経営戦略	<p>維持管理費等に係る負担金について、伊都処理区は平成25年以降、那賀処理区は平成20年以降、消費税率の改定を除き、単価の見直しが行われていない。本来、流域の市町負担金でまかなうべき費用につき、負担金からの超過分は一般会計からの基準外繰入でまかなわれている状況が続いていることから、長期的に単価の見直しを検討されたい。</p>	下水道課
意見	経営戦略	<p>令和4年度の伊都処理区の接続率は86.3%、那賀処理区の接続率は61.9%であり、那賀処理区に関しては岩出市の接続率向上を見込むものの、全体として接続人口は大幅な伸びは見込まれない。</p> <p>さらに、和歌山県全域の人口についても減少することが見込まれる状況下では、全体計画で定める全体計画人口を達成することは困難であり、現状を踏まえ全体計画並びに事業計画を見直されたい。</p>	下水道課